

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

大山町は、平成19年3月に「大山町男女共同参画プラン」、平成24年3月に「第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画週間などにおける啓発活動、男女共同参画フォーラムやみんなの人権セミナー、講演会などを開催し、男女共同参画社会の形成に向け取組を推進してきました。

しかしながら、平成28年に実施した町民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画は低い状況であるなど、様々な課題が残っており、それらの解決に向けてさらに取組を進める必要があります。

また、国では、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が、県では平成28年11月に「第4次鳥取県男女共同参画計画」が策定されるなど、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、これまでの成果や課題、国や県の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、大山町における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、第3次大山町男女共同参画プランを策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定する計画であり、大山町の男女共同参画施策を推進するうえで基本となる計画とします。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた町の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画とします。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき、市町村推進計画を含む計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間とします。

4 基本理念

この計画は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進していくこととします。

- (1) 男女の人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 男女が、互いの性を尊重し、生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利を認め合うこと。
- (3) 男女が、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動、経済活動、地域活動及びその他の社会活動を両立して行うことができること。